

電気需給約款

(高 圧)

2025 年 10 月 1 日実施

Y. W. C. 株式会社

登録番号 : A0786

目次

I 総 則	1
1 条 目的	1
2 条 約款の適用	1
3 条 定義	1
4 条 単位および端数処理	2
II 契約種別および電気料金	2
5 条 需給契約の成立	2
6 条 契約期間	2
7 条 契約保証金	2
III 供給電力	3
8 条 需要場所	3
9 条 需給地点	3
10 条 供給電圧、供給電気方式、周波数	3
11 条 契約電力	3
IV 料 金	4
12 条 料金	4
13 条 料金の支払方法	6
14 条 料金の改定	7
15 条 事情変更	7
V 電力の使用及び供給	7
16 条 電力需要者の電力受給権	7
17 条 当社の電力供給義務	8
18 条 電力の託送供給のための手続	8
19 条 電力使用統計提出義務	8
20 条 調整装置または保護装置の設置を要する場合	8
21 条 超過使用	8
22 条 力率	9
VI 保安、工事、工事費の負担	9
23 条 受電に必要な設備の工事	9
24 条 立入検査受忍義務	9
25 条 電力供給の停止	10
26 条 電力供給の中止等	10
27 条 免責	11
28 条 違約金補償	11

29 条 設備の賠償	11
30 条 供給設備の工事費負担	12
31 条 料金及び工事費の精算	12
VII 契約の終了等	13
32 条 名義の変更	13
33 条 契約期間の満了	13
34 条 中途解約	13
35 条 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算	13
36 条 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算	13
37 条 当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権	14
38 条 電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権	14
39 条 需給契約消滅後の債権債務関係	15
VIII 反社会的勢力との取引排除	15
40 条 反社会的勢力との取引排除	15
41 条 契約の解除	15
IX 約款の改定	16
42 条 約款の改定	16
43 条 約款が改定された場合の取り扱い	16
44 条 電力需要者の情報の共同利用	16
45 条 管轄裁判所	16
46 条 本約款の実施期日	16

I 総 則

1 条 目的

この電力需給約款（以下「約款」という）は、小売電気事業者であるY.W.C.株式会社（以下「当社」という）が電力需要者の需要に応じて電力を供給する場合における供給条件を定めるものとします。

2 条 約款の適用

当社が、電力需要者へ電力の供給を行うときの権利義務およびその他の供給条件は、約款及び当社が電力需要者との間で締結する個別条件書又は個別契約書契約書（以下「条件書等」という）によります。なお、この約款及び条件書等に定めのない事項については、関連法令に従うものといたします。

3 条 定義

この約款及び個別の条件書等で使用される用語を以下のとおり定義いたします。

- (1) 「電力需要者」とは、当社と個別の電力需給契約を締結した者をいいます。
- (2) 「個別条件」とは、条件書等に定める個別の電力需給条件をいいます。
- (3) 「契約電力」とは、当社と電力需給契約を締結した電力需要者が、当社より供給を受けることが可能な最大電力（kW）をいいます。
- (4) 「契約電力量」とは、契約電力による30分単位の電力量をいい、契約電力を2倍した数値と同一とします。
- (5) 「契約超過電力」とは、契約電力量を超過する30 分の電力量を2倍した値であって、かつ、当該月で最大のものをいいます。
- (6) 「供給開始日」とは、契約履行のため、当社が地域を管轄する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）と締結した託送供給等約款における接続供給開始日をいいます。
- (7) 「使用電力量」とは、電力需要者が当社から受給して使用した電力量であって、需要場所に一般送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認した電力量をいいます。
- (8) 「超過電力」とは、電力需要者が契約電力量を超過して電力を使用した場合における、当該超過部分をいいます。
- (9) 「託送基本料金単価」とは、条件書等で個別条件を記載する基本料金単価をいいます。
- (10) 「託送電力量料金単価」とは、条件書等で個別条件を記載する電力量料金単価をいいます。
- (11) 「管理費」とは、条件書等で個別条件を記載する管理費単価をいいます。
- (12) 「給電指令」とは、一般送配電事業者が託送供給等約款に基づいて実施する電力需要者の電力使用に関する指示（制限、一部中止及び全部中止）をいいます。

(13) 「消費税相当額」とは、消費税法の規定による消費税及び地方税の規定による地方消費税の両方に相当する金額をいいます。

(14) 「検針日」とは、一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

(15) 「計量日」とは、電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。

(16) 託送供給等約款とは、一般送配電事業者が、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。なお、託送供給等約款が変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。

4 条 単位および端数処理

この約款及び条件書等において、料金その他を計算する場合における単位及び端数処理の方法については、以下のとおりといたします。

(1) 電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、端数については、少数点以下第1 位で四捨五入するものといたします。

(2) 電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、端数については少数点以下第1 位で四捨五入するものといたします。

(3) 力率の単位は、1 パーセントとし、端数については、小数点以下第1 位で四捨五入するものといたします。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、端数については切り捨てるものといたします。

Ⅱ 契約種別および電気料金

5 条 需給契約の成立

当社と電力需要者との間の電力需給契約は、当社が電力需要者の申込を承諾したときに成立します。

6 条 契約期間

当社と電力需要者の間の条件書等は、供給開始日より1 年をもって契約期間を満了するものとします。但し、契約期間満了の3 ヶ月前までに、電力需要者または当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、同一条件で自動的に1 年ごとに延長されるものといたします。

7 条 契約保証金

(1) 電力需給契約の締結に際し、当社は、電力需要者に対し、予想月額料金の3ヶ月分相

当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができます。

(2) 電力需給契約の締結に際し、当社が、電力需要者に対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、電力需要者が債務の履行を遅延した場合には、当社は、電力需要者に対し、予想月額料金3 ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができます。

(3) 予想月額料金の算定の基準となる電力使用量は、電力需要者の負荷率、操業状況及び同一業種の負荷率を勘案して当社が算定するものいたします。

(4) 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者が当社に対してなすべき債務の履行を遅延し又は履行しなかった場合には、当社は1 項または2 項の規定に従い、電力需要者から差し入れを受けた保証金を当該債務の弁済に充当することができます。

(5) 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者に対して返還すべき保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後3 ヶ月以内に、保証金の残額を電力需要者に返還するものとします。なお、当社は、返還すべき保証金に利息を付さないものいたします。

Ⅲ 供給電力

8 条 需要場所

当社が電力需要者に供給する電力の需要場所については、条件書等に個別条件として記載するものとします。

9 条 需給地点

当社が電力需要者に供給する電力の需要地点については、条件書等に個別条件として記載するものとします。

10 条 供給電圧、供給電気方式、周波数

当社が供給する電力の供給電圧、供給電気方式及び周波数については、条件書等に個別条件として記載するものいたします。

11 条 契約電力

契約電力は、以下の区分に従って定めるものいたします。

(1) 契約電力が500kW 以上の場合

①契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、電力需要者及び当社の協議によって定めるものいたします。

②自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発

補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなすものといたします。

(2) 契約電力が500kW未満の場合

①各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。但し、本契約期間中に最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を前項によってすみやかに定めるものといたします。

②自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

③契約電力が500kW未満の需要として電気の供給を受けている電力需要者の最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を本条第1項によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、本項によって定めるものといたします。

(3) 電力需要者が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにし、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとします。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものといたします。

IV 料 金

12条 料金

電力需要者は、供給開始日以降、託送料金、電源料金、管理費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金の合計を当社に対して支払うものとします。

(1) 託送料金

1月当たりの託送料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものとします。但し、電力需要者が全く電力を使用しない月の託送基本料金は半額といたします。

(算定式)

託送基本料金単価×契約電力×(1.85-力率)+託送電力量料金単価×電力使用量

但し、①供給開始日が検針日の初日でない場合、または、②本契約の終了日が月の検針日でない場合、託送基本料金は以下の算定式に基づき日割計算により求められる金額といたします。

①(供給開始日から直後の検針日の前日までの期間の暦日日数÷供給開始日の属する月の暦日日数×託送基本料金単価×契約電力×(1.85-力率))+託送電力量料金単価×電力使用量

② (直前の検針日から契約終了日の前日までの期間の暦日日数÷契約終了日の属する月の暦日日数×託送基本料金単価×契約電力×(1.85-力率)) + 託送電力量料金単価×電力使用量

(2) 電源料金

電源料金は、次の算定式により求めるものといたします。

(算定式)

30分毎の使用電力量÷(1-エリア損失率)×(30分毎のエリアプライス+市場調達手数料)
×消費税

なお、適用期間、適用時間及び適用日の定義は第3 条第15項から第21 項のとおりとします。

①エリアプライス

一般社団法人日本卸取引所が公表する 30 分毎のスポット市場価格のうち、使用場所が属するエリアの約定価格をいいます。

②エリア損失率

エリア損失率は以下の通りといたします。託送供給等約款に変更により損失率に変更された場合、変更後の損失率を適用いたします。

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
4.70%	5.20%	3.70%	3.80%	3.40%	4.20%	4.40%	4.10%	3.20%

(3) 管理費

管理費は、次の算定式により求めるものといたします。

電力使用量×条件書等に記載された管理費単価

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次の算定式により求めるものといたします。

電力使用量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

② 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

上記に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(5) 容量拠出金

電力使用量×条件書等に記載された容量拠出金単価

(6) 予備送電サービス料金

一般送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給にあてるため、電力需要者が一般送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることが出来るサービスをいいます。なお、予備送電サービスを契約していない電力需要者は対象外とします。1 月当たりの予備送電サービス料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降適用するものとします。なお、電力需要者は、予備送電サービス料金を、電力需要者の予備送電サービスの利用の有無に係わらず支払うものとし、力率割引及び割増は適用されないものいたします。

(算定式)

予備送電サービス単価×契約電力

但し、①供給開始日が検針日の初日でない場合、または、②本契約の終了日が月の検針日でない場合、基本料金は以下の算定式に基づき日割計算により求められる金額とします。

① (供給開始日から直後の検針日の前日までの期間の暦日日数÷供給開始日の属する月の暦日日数) ×個別基本料金単価×契約電力

② (直前の検針日から契約終了日の前日までの期間の暦日日数÷契約終了日の属する月の暦日日数) ×個別基本料金単価×契約電力

13 条 料金の支払方法

(1) 当社は、毎月検針日で同月の使用電力量を積算し、前条の規定に従い電力料金を算定いたします。

(2) 電力需要者は、前項に従って当社が算定した前月の電力料金を、当社が定める日（詳細は条件書等に定めます。以下「支払日」という。なお、同日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日を支払日とします。）までに当社の指定金融機関口座から振り替える方法、またはクレジットカード決済の方法で支払うものとします。ただし、振込により支払っていただく場合の手数料はお客様にご負担いただきます。

(3) 電力需要者から当社への支払いが遅れた場合、当社は電力需要者に対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年率14.6%の遅延利息の支払いを求めることができるものとします。

(4) 前項により当社が延滞利息を電力需要者に請求する場合、併せて、当社が定める延滞通知手数料を請求することができるものとします。

(5) 本条第1項により算定された電気料金と使用量は、当社が構築したWEB サイト（請求額の電子データ等をお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをさします。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社はWEBサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまにご請求を行ったものいたします。また当社と契約後、WEB サイト登録に時間を要することがございます。

(6) 電力需要者は、別途電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、お客さまは当社が定める手数料（300円及び消費税。）を支払

うことを要します。

(7) 本条第5項の規定に従い当社が当社インターネット上にある電力需要者のマイページにて表示した使用電力量及び電力料金に関して、電力需要者が異議のある場合には、検針日の翌月末日までに当社に対して書面にて異議を申立てする必要があります。なお、かかる異議申し立てが行われた場合には、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものいたします。

14 条 料金の改定

(1) 託送料金

①一般送配電事業者が、電気需給等約款の変更等により、託送料金単価を改定することを公表した場合、当社は、電力需要者に対し託送基本料金単価及び託送電力量料金単価の改定のための協議を申し入れることができます。かかる申し入れがなされた場合、電力需要者は誠実に協議を行うものとします。

②上記の協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、当社は電力需給契約を解除することができるものとします。

(2) 管理費

①当社による電力供給の開始後一年が経過しようとする時または、一年が経過した場合、当社は、電力需要者に管理費の単価変更の協議を申し入れることができるものとします。かかる申し入れがなされた場合、電力需要者は誠実に協議を行うものとします。

②上記の協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、当社は電力需給契約を解除することができるものとします。

15 条 事情変更

(1) 電力需要者及び当社は、電力供給契約の締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、条件書等に定める条件が不適當となったと認められる場合には、協議して条件書等の全部または一部を変更することができるものとします。

(2) 前項の場合において、条件書等に定める条項を変更する必要があるときは、電力需要者及び当社は協議して書面により定めるものとします。

V 電力の使用及び供給

16 条 電力需要者の電力受給権

電力需要者は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、当社から電力を受給し、需要場所で使用することができます。

17 条 当社の電力供給義務

当社は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、電力需要者が需給場所にて使用する電力を需要地点で電力需要者に供給する義務を負うものとします。

18 条 電力の託送供給のための手続

電力需要者は、託送供給等約款の規定に従い、一般送配電事業者指定の承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じて一般送配電事業者との間で給電申合わせ書等を締結するものいたします。

19 条 電力使用統計提出義務

電力需要者は、当社と電力需給契約を締結後、当社が求めた場合、過去の使用電力実績を当社に対して提出するものとします。

20 条 調整装置または保護装置の設置を要する場合

電力需要者は、次に規定する原因により第三者の電力の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれがあるときは、電力需要者の費用負担で必要な調整装置又は保護装置を電力需要者の需要場所に設置するものとします。特に必要があるとして一般送配電事業者が認定し、一般送配電事業者が供給施設の新設又は変更する場合、電力需要者は当該費用を負担するものいたします。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
- (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- (5) その他、上記各号に準ずる場合

21 条 超過使用

- (1) 第11 条第2 項の場合を除き、電力需要者が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合等不相当と認められる場合は、当社は電力需要者と協議の上、翌月以降の契約電力または予備送電サービス電力を適正に変更し、また、当該変更に応じて基本料金及び予備送電サービス料金を変更することができるものとします。
- (2) 電力需要者が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合において、契約電力または予備送電サービス電力を適正な数値へ変更するための協議が不調に終わったときは、当社は電力需給契約を解除することができるものとします。この時、精算金等が発生した場合は、電力需要者の負担とします。

(3) 電力需要者が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合、電力需要者は以下の算定式によって算出される契約超過金を第12条に規定される料金に加算して支払うものとします。なお、契約超過金相当分に関しては、第22条第3項の力率を適用するものといたします。

(算定式)

[超過電力(kW) × 基本料金単価(円/kW・月) × 1.5]

22条 力率

(1) 電力需要者は、需要場所の負荷の力率を、85パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにするものとします。

(2) 力率は、需要場所ごとにその1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセント)とします。

(3) 需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しするものとします。

VI 保安、工事、工事費の負担

23条 受電に必要な設備の工事

当社と電力需要者が、当社より電力の受電を開始するために必要となる設備の設置及び工事については、原則として一般送配電事業者の費用負担により、一般送配電事業者が行うものとします。

24条 立入検査受忍義務

当社は以下の業務を実施するため、電力需要者の承諾を得て、当社の作業員を電力需要者の土地もしくは建物に立ち入らせ、または、一般送配電事業者もしくは一般送配電事業者の指定する第三者を電力需要者の土地もしくは建物に立入らせることができるものとします。電力需要者は、当社からかかる立入要請を受ける場合、正当な理由がない限り、当該承諾を拒否できないものとします。

(1) 需要場所内に当社または一般送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修または検査

(2) 電力需要者による不正な電力の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認もしくは検査または電力使用用途の確認

(3) 計量値の確認

(4) 第25条(電力供給の停止)及び第26条(電力供給の中止等)第1項に必要な措置

(5) その他、電力需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは

一般送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務

25 条 電力供給の停止

(1) 電力需要者が次のいずれかに該当する場合、当社は電力需要者への電力の供給を停止することができるものとします。

- ①電力需要者の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要する場合
- ②需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ③電力需要者が、当社の書面による事前承諾なくして、一般送配電事業者の電線路または引き込み線と電力需要者の電気設備との接続を行った場合
- ④その他、本約款、条件書等及び託送供給等約款上の電力需要者の義務に違反した場合

(2) 電力需要者が、次のいずれかに該当し、当社が電力需要者に対してその旨停止の警告をしても改めない場合には、当社は電力需要者への電力供給を停止できるものとします。

- ①電力需要者の責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じている場合
 - ②電力需要者が電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用した場合
 - ③電力需要者が託送供給等約款に定められている需要者としての要件を欠くに至った場合
- (3) 前項のほか、電力需要者が、次のいずれかに該当し、当社が電力需要者に対してその旨を停止の15 日前までに警告しても改めない場合には、当社は電力需要者への電力供給を停止できるものとします。

- ①電力需要者が支払期限を経過しても電気料金を支払わない場合
 - ②電力需給者が電気需給約款によって支払いを要することになった電気料金以外の債務（保証金、延滞利息、各種手数料など）を支払わない場合
- (4) 本条に基づき、当社が電力需要者に対して電力の供給を停止した場合で、電力需要者がその理由となった事由を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することになった債務を支払ったときには、当社は電力需要者の申し出により、一般送配電事業者との協議が整い次第電力需要者に対して電力の供給を再開するものといたします。

26 条 電力供給の中止等

(1) 当社は次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から給電指令を受ける場合には、電力需要者への電力の供給を中止し、又は電力需要者の電力の使用を制限し、もしくは中止できるものとします。

- ①電力の需給上止むを得ない場合
- ②電力需要者または一般送配電事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、または故障を生ずるおそれがある場合
- ③電力需要者または一般送配電事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その

他の工事が止むを得ない場合

④非常天災の場合

⑤その他保安上の必要がある場合

(2) 前項について、事前に当社が知っている場合には、緊急やむを得ない場合を除きその旨を電力需要者に通知します。

27 条 免責

(1) この約款の規定により、電力需要者が当社からの電力の供給を停止もしくは中止され、電力の使用を制限もしくは中止され、又は本契約を解除された場合は、その理由の如何を問わず、当社は電力需要者の受けた損害に対して賠償の責めを負わないものとします。

(2) 当社が電力需要者に対する電力の供給を停止もしくは中止し、又は電力の使用を制限もしくは中止、又は本契約を解除した場合で、それが当社の責めによる場合、当社は第12条1項記載の基本料金の1ヶ月分を上限として電力需要者に対する賠償責任に任じるものとします。

(3) 前2項の規定に拘わらず、電力需要者は当社を間接損害もしくはうべかりし利益等について免責するものとします。

(4) 当社は、当社の責めとなる理由による場合を除き、電力需給者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負わないものとします。

(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によって電力需給者もしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくは電力需給者はその損害についての賠償の責めを負わないものとします。

(6) 管轄の一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被った電力需給者の損害につき、当社は責任を負わないものとします。

28 条 違約金補償

電力需要者が電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用し、これにより当社が一般送配電事業者から違約金の支払いを請求された場合には、電力需要者は当該請求金額相当額を当社に支払うものとします。本条に定める電力需要者の支払義務は、電力需給契約の終了後も存続するものといたします。

29 条 設備の賠償

電力需要者が故意又は過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について当社が一般送配電事業者から請求を受けた次の金額の相当額を電力需要者は当社に賠償するものとします。

(1) 修理可能の場合：修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合：帳簿価額と取替工費との合計額

30 条 供給設備の工事費負担

(1) 電力需要者の供給設備の工事について、当社が、一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、電力需要者は、当社からの請求に基づき当該工事費を負担するものとします。

(2) 工事費負担金額については、一般送配電事業者の託送供給等約款の「工事費の負担」項目の「供給地点への供給設備の工事費負担金」に記載される内容に準ずるものとします。

31 条 料金及び工事費の精算

(1) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って減少契約分について、該当料金の20 パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものとします。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力の減少分残余分の比で按分したものとします。

(2) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って該当料金の20 パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものとします。

(3) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものとします。

(4) なお、次に該当する部分については、精算しないものとします。

①電力需要者が電力需給契約の消滅または変更の日からさかのぼって他事業者を含め1年以上継続されている部分（臨時接続送電サービスを除く）

②電力需要者が電力需給契約の消滅または変更の日以降引き続き受電側接続設備又は供給側接続設備を利用され、その結果、他事業者を含め1年以上継続して使用されることとなった部分（臨時接続送電サービスを除く）

③高圧受電において契約電力500kW 未満の場合、契約電力、予備送電サービス契約電力の増加または減少分

VII 契約の終了等

32 条 名義の変更

合併、会社分割、事業譲渡その他の原因によって、新たな電力需要者が、それまで電気の供給を受けていた電力需要者の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合は、名義変更の手続きにより継続できるものとします。この場合には、その旨を事前に当社へ文書により申し出るものといたします。

33 条 契約期間の満了

電力需要者と当社との間の電力需給契約は、契約期間の満了後、自動更新されるものとします。

ただし、契約満了での解約を希望の場合、当該停止日の3ヶ月前までに、本契約の相手方に対し、書面による意思表示（以下「解約通知」という。）を行うことによりできるものといたします。

34 条 中途解約

(1) 電気供給契約の解約については、予め停止期日を決めて、当該停止日の3ヶ月前までに、本契約の相手方に対し、書面による解約通知を行うことによりできるものとします。

(2) 電気需給契約書に定める契約期間の途中で解約する場合は、当社は、電力需要者に対し以下の算定式により算出される金額に加え、当社が電力需給契約の履行及び解約の為に要した設備費用及び工事費用等の実費を請求できるものといたします。

〔契約電力×1月当たりの基本料金×有効期間の残存期間〕

35 条 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

電力需要者が契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくは電力需要者が契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金を電力需要者より申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものといたします。

36 条 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

電力需要者が電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、当社が電力需要者に電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料を電力需要者より申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものといたします。

37 条 当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権

(1) 当社が、次の各号の一つにでも該当したときは、電力需要者は、催告を要せず通知により電力需給契約を解除できるものといたします。

①取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき

②仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき

③営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき

④その他債権保全のため必要と認められるとき

⑤前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(2) 当社が本約款または電力需給契約の一つにでも違反し、電力需要者が20 日の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置を取らないときは、電力需要者は当社への通知により電力需給契約を解除できるものといたします。

38 条 電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権

(1) 当社は、電力需要者が次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要せず通知により電力需給契約を解除することができるものといたします。

①電力需要者が社会通念上相当な期間を超えて債務の支払いを行わない場合

②取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき

③仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき

④営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき

⑤その他債権保全のため必要と認められるとき

⑥前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(2) 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は電力需要者の負担とする。

また、これにより電力需要者が受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。

(3) 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額及び当社が電力需給契約の履行及び解約の為に要した設備費用及び工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払う必要があります。

〔契約電力×1月当たりの基本料金×有効期間の残存期間〕

39 条 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しないものといたします。

VIII 反社会的勢力との取引排除

40 条 反社会的勢力との取引排除

当社および電力需要者は、以下の各号について表明し、保証するものとします。

(1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはしないこと。

(2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはしないこと。

(3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはしないこと。

(4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはしないこと。

(5) 当社および電力需要者は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」という。）に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

41 条 契約の解除

当社は、電力需要者が次の各号の一に該当する場合、第38 条によらず需給契約を解除することができるものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合。

(2) 第40 条の表明保証に反していることが判明した場合。

(3) 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。

(4) 当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

IX 約款の改定

42 条 約款の改定

当社は、経済情勢の変動など、諸般の事情を総合的に考慮して、この約款を改定できるものといたします。

43 条 約款が改定された場合の取り扱い

(1) 前条の規定に従い、当社が、この約款を改定実施した場合、当社及び電力需要者との間には、改定された約款の規定が適用されるものとします。

(2) 前項の場合、当社は、当社ホームページなどにより、この約款を変更すること、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を周知するものとします。

44 条 電力需要者の情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間で電力需要者の情報を共同で利用できるものとします。電力需要者の情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めることといたします。

45 条 管轄裁判所

電力需要者の電気需給契約に関する一切の紛争については大阪地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

46 条 本約款の実施期日

本約款は2025 年 10月 1日より施行するものとします。